

空き家でお困りの方、 空き家相談員に お任せください!!!



売りたいんだけど...



費用はいくらかかるの?



適正な管理方法って?



解体はどこに頼むの?



どこに相談すればいいの?

ご相談はまず
お電話で



空き家に関する相談窓口



【お問い合わせ先】

公益社団法人
滋賀県宅地建物取引業協会

☎ 077-524-5456

FAX 077-525-5877

〒520-0044 滋賀県大津市京町3丁目1番3号
ホームページ <http://www.shiga-takken.or.jp/>

空き家の適正管理について

近年、県内でも「空き家」が増加し、景観の悪化や防犯性の低下など問題が発生しています。あなたの家、あなたの家族が住んでいた家は大丈夫ですか？



生命に
危害!?

なぜ問題なの？



市町村に苦情・相談・要望として寄せられた事例によると、「家屋の倒壊・破損」、「落雪」などが発生しており、これにより**生命・財産に危害**を及ぼしたり景観を損ねるなど、様々な形で住民の生活に影響しております。

損害
賠償!?

持ち主の責任は？



建物が倒壊し、物が落下するなどして**近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合**、その建物の所有者は**損害賠償**など管理責任を問われることもあります。

ご安心ください。
宅地建物取引の
専門家がご相談を
お受けします!



遠方に暮らしていますが 相談できますか？



ご相談いただけます。

メールやお電話、FAX等でご相談いただけます。

相談は無料ですか？



無料です。お気軽にご相談ください。

ただし、相談の結果、売却の依頼等、相談員に仕事を依頼する場合は必要な経費がかかります。

公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会

〒520-0044 滋賀県大津市京町3丁目1番3号

TEL.077-524-5456 FAX.077-525-5877 ホームページ <http://www.shiga-takken.or.jp/>